

# 福島国際研究教育機構（F-REI） 立地環境・特性の整理

令和5年6月26日

# 浪江町の立地

○福島県の最東端、浜通りの中央、双葉郡の北部に位置し、東は太平洋に面している。

○阿武隈高地に水源を持つ請戸川及び高瀬川がそれぞれ町の北と南を東流し、市街地で合流して太平洋に注ぐ。



## 主要都市との距離

浪江町	福島市	約70km
	郡山市	約75km
	いわき市	約60km
	仙台市	約95km
	東京	約260km

# 交通

- 首都圏と仙台方面を結ぶ常磐自動車道、JR常磐線、国道6号が町東部を縦断。
- 浜通りと中通りをつなぐ国道114号が市街地の国道6号から分岐し、請戸川に沿って西に向かい福島市に至る。

## 《町へのアクセス》

### 自動車

福島	約1時間30分	国道114号
郡山	約1時間40分	国道288号・県道50号浪江三春線
いわき	約1時間10分	常磐自動車道 いわき四倉IC～常磐自動車道 浪江IC
仙台	約1時間30分	仙台南部道路 長町IC～常磐自動車道 浪江IC
福島空港	約1時間50分	あぶくま高原道路 福島空港IC～常磐自動車道 浪江IC
仙台空港	約1時間10分	仙台東部道路 仙台空港IC～常磐自動車道 浪江IC

### 鉄道

いわき	約50分	いわき駅～浪江駅（特急ひたち）
仙台	約1時間10分	仙台駅～浪江駅（特急ひたち）
東京	約3時間10分	東京駅～浪江駅（特急ひたち）
仙台空港	約1時間50分	仙台空港駅～浪江駅

# 都市計画上の位置づけ

## ≪用途地域等≫

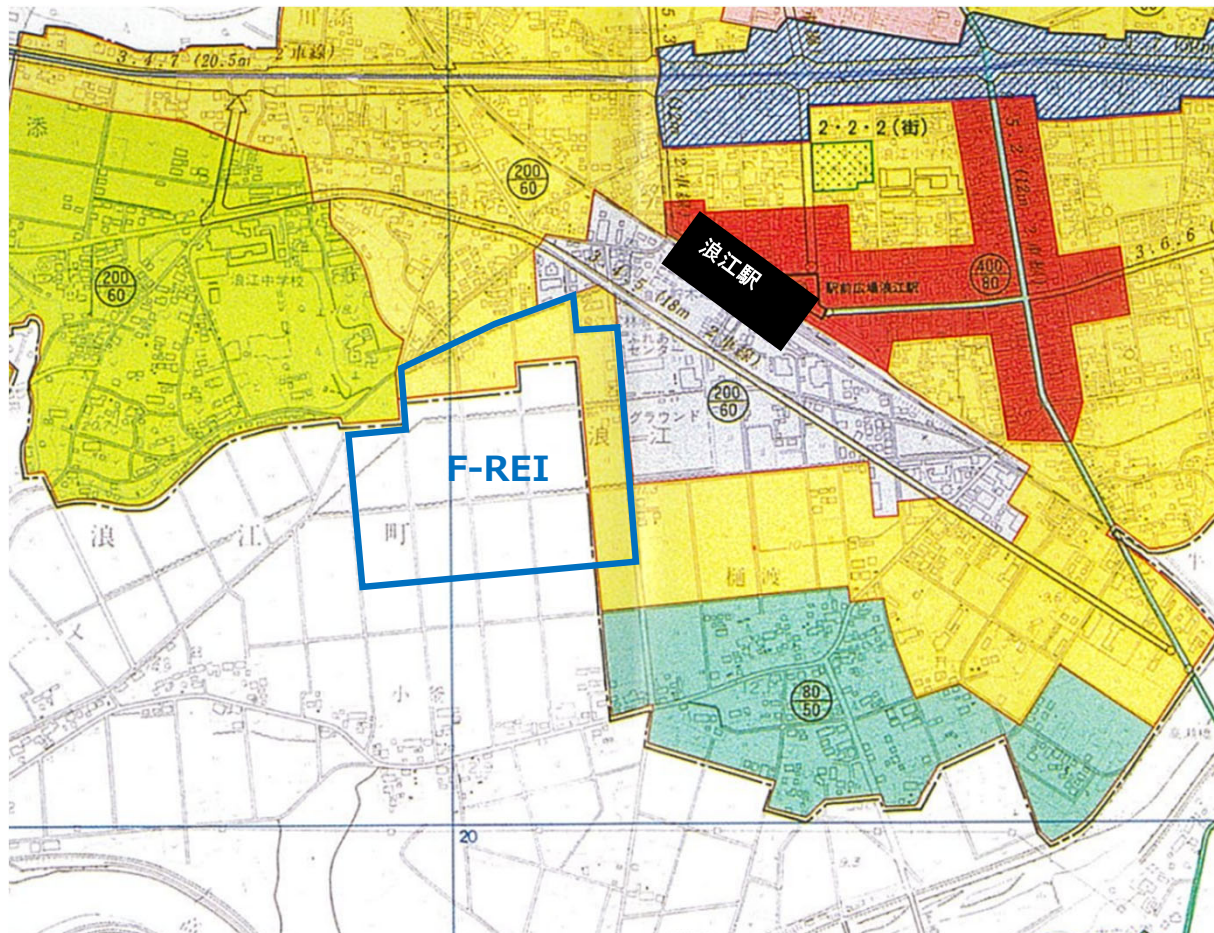
・敷地の広範囲は、非線引き都市計画区域、用途地域外であり、一部は第1種住居地域に指定されている。

### ■第1種住居地域

・建ぺい率60%、容積率200%

### ■用途地域指定のない区域

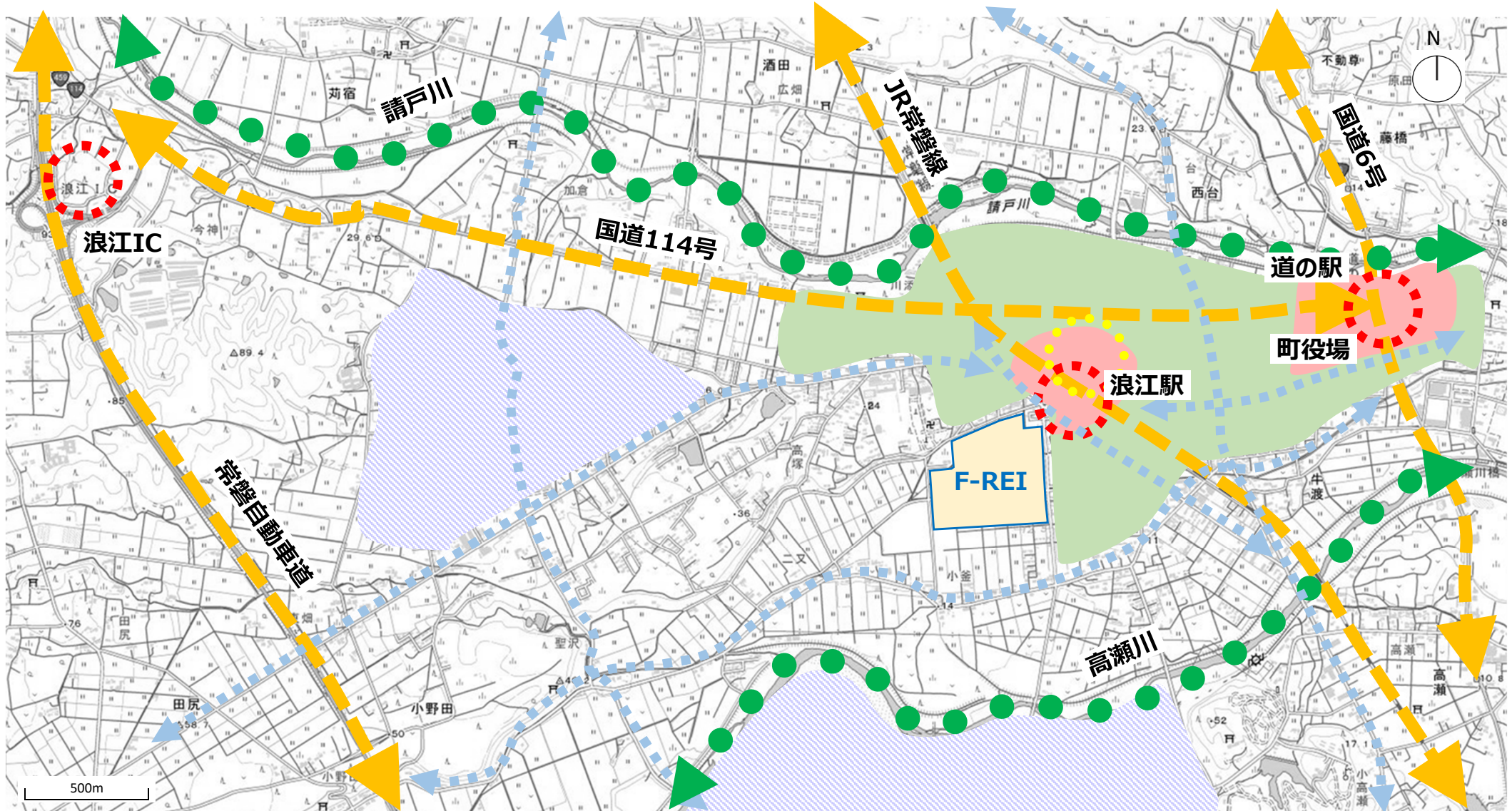
・建ぺい率60%、容積率200%



凡		例	
都市計画区域			
用途地域	第1種低層住居専用地域		(80/50) 外壁の後退距離の限度1.0m 建築物の高さの限度10.0m 建築物の敷地面積の最低限度200㎡
	第1種中高層住居専用地域		(200/60)
	第1種住居地域		(200/60)
	近隣商業地域		(200/80)
	商業地域		(400/80)
	準工業地域		(200/60)
	工業地域		(200/60)
	工業専用地域		(200/60)
特別用途地区			容積率 建ぺい率 単位%
都市計画道路	区分、規模、一連番号、(幅員・車線数)		
都市計画公園	区分、規模、一連番号		
国道			
県道			

# 都市構造図

＜復興庁作成＞



出典：国土地理院

## ＜凡例＞

拠点	交流拠点	
	新たな拠点	

都市軸	広域交通軸	
	地域交通軸	
	水と緑の軸	

ゾーン	商業業務系ゾーン	
	工業系ゾーン	
	住居系ゾーン	

## ■主要な公共施設

- ・令和8年に浪江駅周辺の一体整備「浪江駅周辺グランドデザイン」が完成予定。



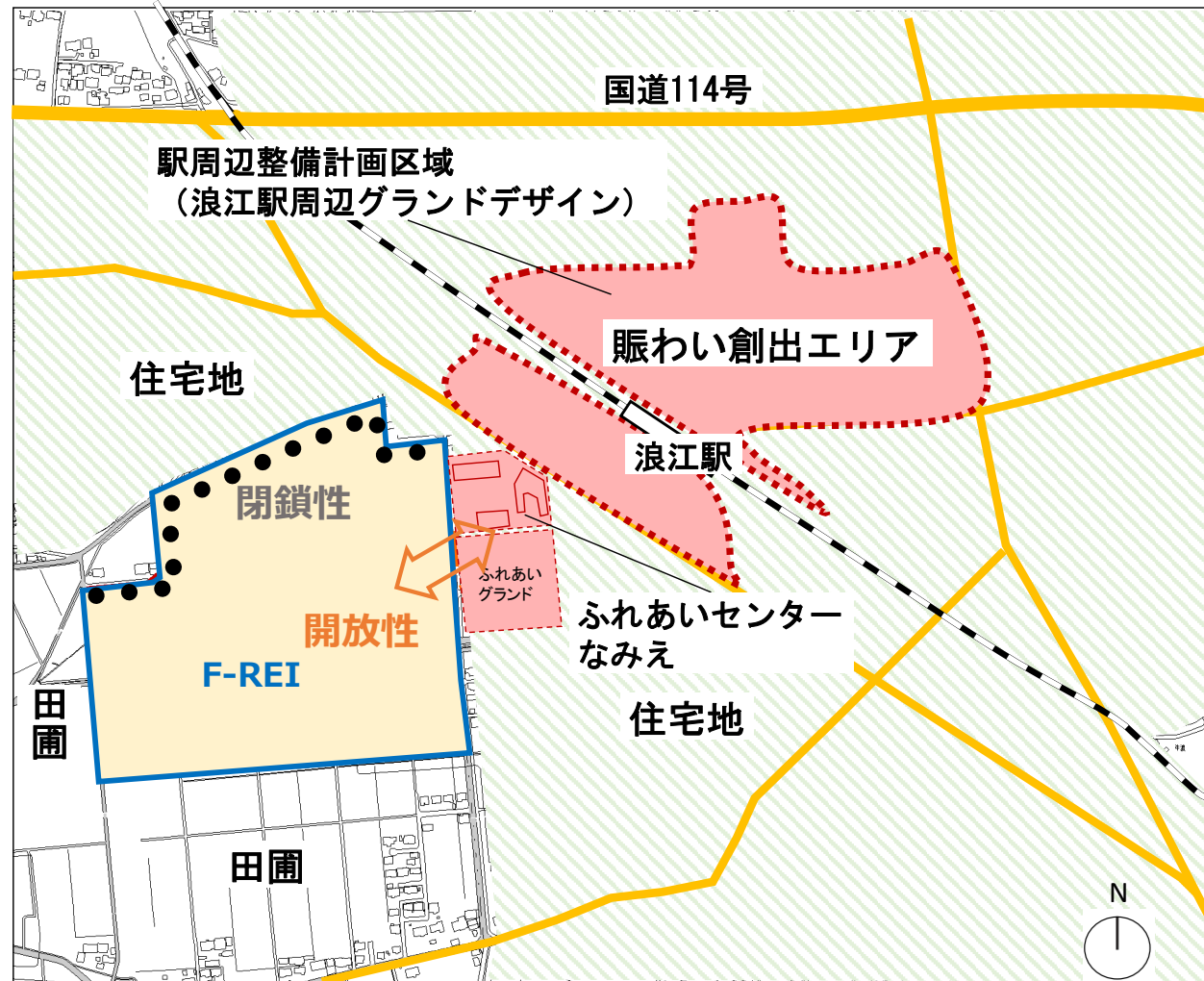
「浪江駅周辺グランドデザイン」

- ・令和4年6月に敷地東側に子供から高齢者までが楽しめる「ふれあいセンターなみえ」が完成。



「ふれあいセンターなみえ」

【敷地周辺拡大図】



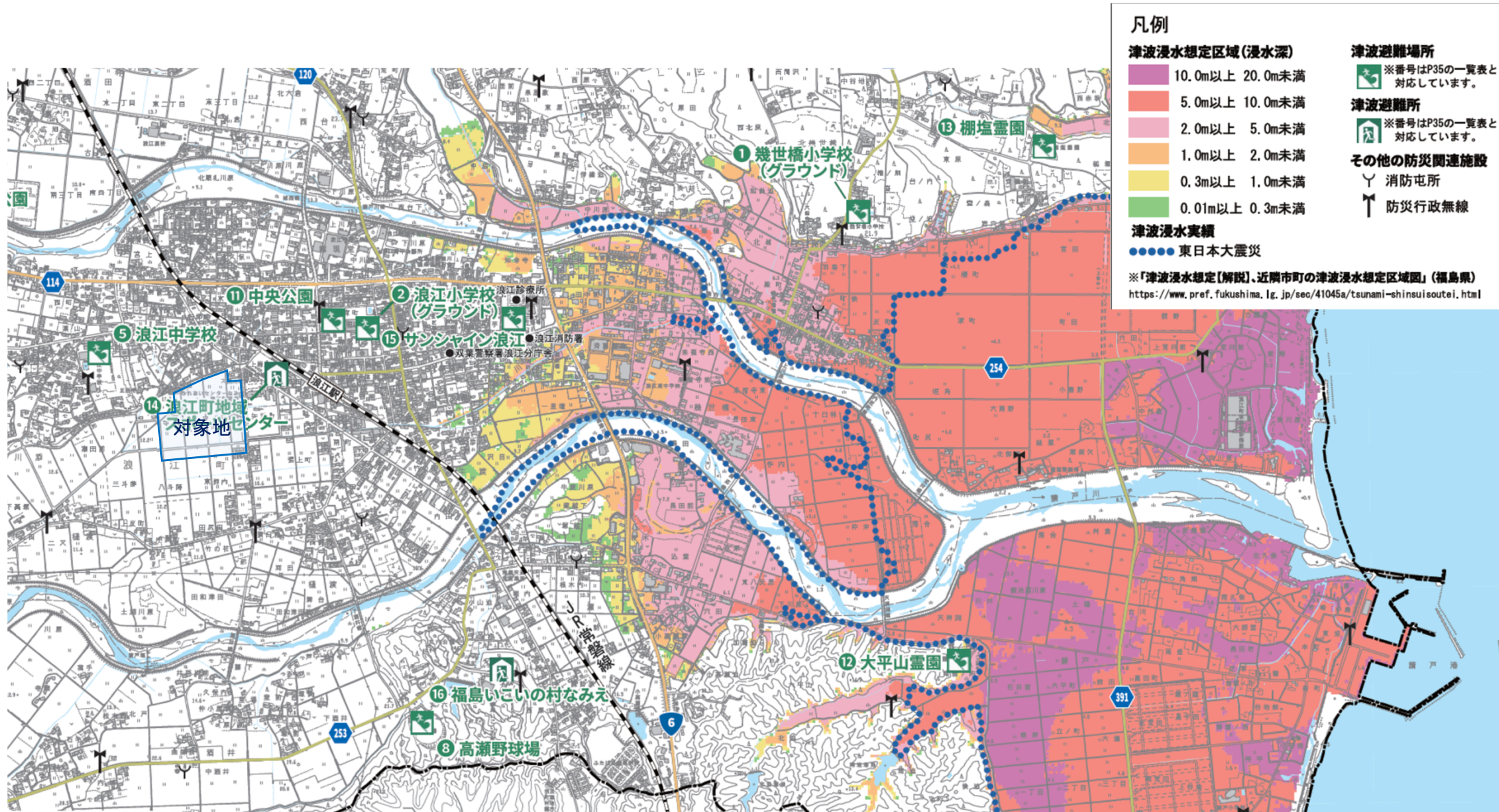
S=1:10000

## ■敷地周辺の土地利用状況

- ・北側は住宅地、南・西側は田圃が大半を占めている。
- ・東側はふれあいセンターなどの公共施設と一部住宅地がある。

# ハザードマップ①

○浪江町が公表しているハザードマップに依れば、津波の影響はない。



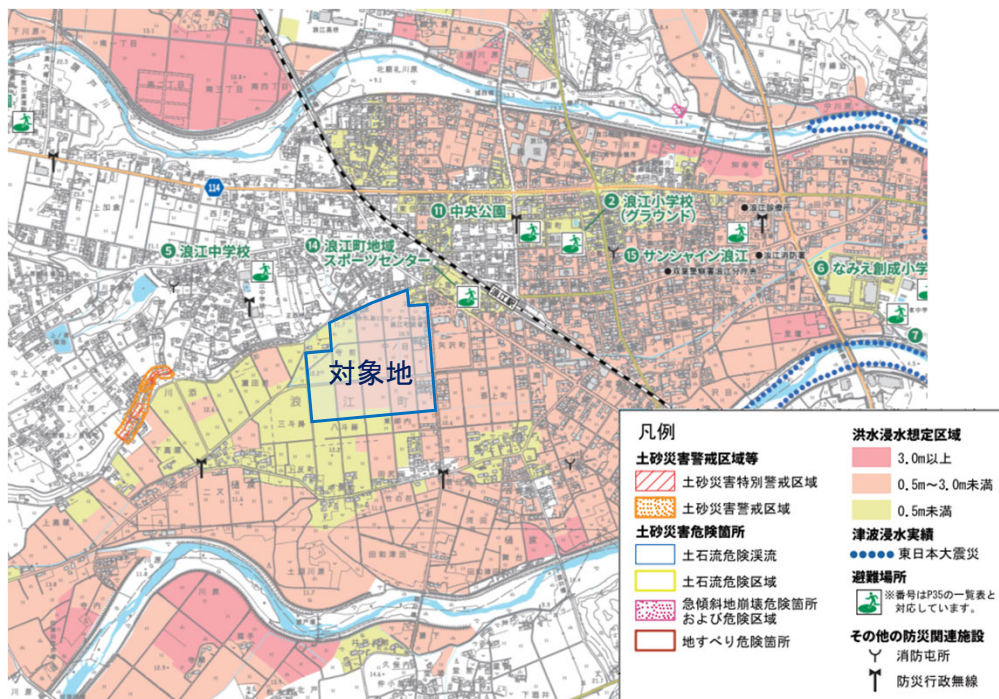
出典: 浪江町津波ハザードマップ(R2.3)

# ハザードマップ②

○浪江町が公表しているハザードマップに依れば、70年に1回程度の降雨(いわゆる計画降雨)により想定される浸水深(L1)は、0.5~3m未満(一部0.5m未満)。

○想定最大規模降雨により想定される浸水深(L2)は3~5m未満(一部5~10m未満)。

※70年に1回程度の大雨(2日間で360mmの降雨)により増水し、請戸川・高瀬川が氾濫した場合に想定される浸水範囲と水深



出典: 浪江町防災ハザードマップ(R2.4)

※水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨(注1)により、請戸川・高瀬川の氾濫が起きた場合の洪水浸水想定区域と水深

注1) 請戸川流域の2日間の総雨量756.7ミリ、高瀬川流域の2日間の総雨量703.4ミリ



出典: 浪江町洪水ハザードマップ(R3作成)



# 洪水対策の考え方

## 《参考》

### ■国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準

(平成6年建設省告示第2379号)

官庁施設の位置は、当該官庁施設において行われる事務及び事業に応じて、次に定める事項を総合的に勘案して選定されているものとする。

二 地形、地質、気象等の自然的条件からみて、地震、津波、暴風雨等による災害時においても人命の安全確保その他の必要な機能の確保が図られ、かつ、環境の保全に配慮されていること。

### ■官庁施設の基本的性能基準（平成25年国営整第197号、国営設第134号）

(対浸水に関する性能)

次表のとおり、各分類の対象とする室等に応じて、水害（ただし、津波による災害を除く。）に対して、人命の安全の確保に加え、災害応急対策活動等に必要な機能の維持が図られるよう、性能の水準を確保する。

分類	I	II
対象とする室等	水害発生時に災害応急対策活動のために機能の維持が必要な室等	分類Iに該当しない室等
性能の水準	発生頻度の低い水害に対して、人命の安全の確保が図られており、かつ、災害応急対策活動等を円滑に行う上で支障となる浸水の防止が図られている。	発生頻度の低い水害に対して、人命の安全の確保が図られており、かつ、比較的発生頻度の高い水害に対して、水害後の速やかな業務再開が可能となるよう一定の浸水の防止が図られている。

- 建物内外（特に屋外空間）における気候特性も踏まえた配置計画、建築計画の検討。
- 配置計画における敷地北側の住宅地への配慮。
- 敷地東側の賑わいエリアとの連携。
- 安全性やコスト、事業スケジュール等を考慮した洪水対策の検討。
- 研究への影響も考慮した軟弱地盤対策の検討。